

平成 29 年 9 月 20 日

四 日 市 足 見 川 メ ガ ソ ー ラ ー 事 業 に 係 る
環 境 影 響 評 価 準 備 書
に つ い て の 住 民 意 見 と 事 業 者 の 見 解

意見件数	85 件
提出者数	18 名

四日市足見川メガソーラー合同会社

●住民の意見の概要及び事業者の見解

環境影響評価準備書に対する住民からの意見（下記の左欄）及びそれに対する事業者の見解（下記の右欄）は、以下のとおりです。

意見者番号	意見番号	住民意見	事業者の見解
1	1-1	<p>私は御社が当地において計画されている事業について、意見及び要望を下記の通り申し述べます。</p> <p>なお、事業計画に対する意見を一般に求めているながら、地元関係団体には事業同意案を別途提示しているのは、9月1日締め切りの一般意見を軽視しているものであり、真摯な判断を行政に求めます。</p> <p>1、 計画に対する責任の所在 住民は自然環境豊かな当地に生活の本拠を置き好んで営んでいる。それが人工物であるソーラーパネル等の設置に伴い、特に住環境や生活環境が損なわれるとともに、地域財産である自然環境もが侵されることによる農耕への諸影響は、設置者及び許可・監督官庁にはその責任の重大さを認識していただきたい。</p>	<p>本事業地は30%を超える耕作放棄地に竹が繁茂し周辺にご迷惑をかけていると同時に、林地も荒れた状況で猪等の獣害で近隣農地に多大なご迷惑をかけて来ておりました。</p> <p>本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変するのは15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。</p> <p>本事業は、三重県環境評価条例の対象事業であり、本事業が地域に及ぼす環境への影響について詳細な調査を実施しております。昨年は「環境影響評価方法書」を作成し、地元の皆様にご説明して参りました。その上で、四日市市の環境影響保全審議会(2回)、三重県の環境評価委員会(2回)のご意見を賜り、四日市市長意見、三重県知事意見を受けております。</p> <p>そのご意見を基に、調査を実施し、予測及び評価の結果を「環境影響評価準備書」として作成しております。この準備書は市内5箇所縦覧して頂いた上、山田町、小林町、波木町の自治会館で複数回説明会を行い、地元の皆様から意見書を頂き更に検討を行っているところであります。地元住民への説明会で不足する部分や、新たなご意見が御座いましたら更にご協議して参りたいと存じます。</p> <p>そして行政とは林地開発申請の協議の中でも環境、防災など地域の住環境、生活環境が損なわれることのないように行うことと致します。</p>
	1-2	<p>2、 個別問題に対する改善要望 1) ソーラーパネルの多くは南斜面に設置されるため、その対面に住居を有する居住者や農耕関係には諸々の影響が懸念される。その影響を最小限とするため、施行斜面の法面を更に緩やかな角度とされたい。</p>	<p>本事業計画では、現況地形に沿ったパネル配置を予定しています。また、切土、盛土により、現況地形より傾斜の少ない地形とする計画です。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
1	1-3	2) 県道小林鹿間線周辺の計画区域に隣接する居住者に対しては、住環境の保全と向上に資することを考えられたい。	県道小林鹿間線周辺の計画区域に隣接する地域においては、方法書の段階では無かった樹林帯を配置するとともに、一部太陽光パネルの配置エリアを緑地へ変更する計画として、地域の住環境の保全について住民の方々と協議しながら進めて参ります。
	1-4	3) 足見川水系の水田等には猪・猿除けに電気柵やスチールメッシュを設置し、農地への侵入防止を図っている。しかし、設置者が盗難防止や安全対策に工区内に防護柵を施行することにより、動物までが遮断され、その煽りは平易な現防護柵の農地に被害が及ぶのは必然である。設置者の責任において耕作者の側に立った対策を考えられたい。	地元の方々と協議の上、農地への動物よけのフェンスの設置に協力や、猟友会に協力を頂いて害獣の駆除を行う等、地元の耕作者の側に立った対策を行うことと致します。
	1-5	4) 事業計画区域における県道小林・鹿間線の歩道拡張に積極的に貢献されたい。	県道小林・鹿間線の歩道に関して、県道拡幅時にこの道路に接する当社所有地を提供する等、ご協力致します。
	1-6	5) 事業の目的を達成、又は途中で廃業せざるを得なくなった事態等を想定し、その善後策を地域諸団体と協議するとともに、それに対する行政の対処又は考えを明示していただきたい。	本事業は各説明会で度々ご説明のとおり、所謂「再生エネルギー特別措置法」に因る中部電力の20年の電力買取期間終了後も、四日市市の貴重な発電所設備として長く運営して行くことを望んで事業に当たっております。そのためには、発電所事業地はもとより事業所周辺の管理については細心の注意をはらって実施して参ります。 また、発電事業を廃止する場合は、設備を完全に撤去し、跡地利用については弊社所有地ではありますが地元住民様、行政ともに十分な協議の上で行うことと致します。この約定を明文化した地元3自治会様との事業にあたっての「協定書(案)」を既に各自治会様にご提出しご協議をお願いしております。

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
2	2-1	<p>準備書P-727a) サシバの行動圏の分析に於いて「平成 27 年に山田ペア、平成 28 年には山田ペアと波木ペアの営巣地が確認できた」とあり、当会(日本野鳥の会 三重)の調査でも同様の調査結果を確認している。更に当会では、平成 29 年には、波木ペアと山田ペア共に営巣と雛の誕生を確認している。こうしたサシバが繁殖できるフィールドは、四日市市内で唯一の貴重な里山である。特に波木ペアの営巣地は、事業実施区域東エリアの中心部に位置し、営巣中心域および高利用域内に該当する。P-754 示している様に「当該ペアの生息は困難であると予想されます」とある通り、この地域の開発はやってはいけない区域である。環境省の「サシバの保護の進め方」に示す通り、事業計画域に営巣中心域および高利用域が存在する場合は、開発計画を変更しその域を回避する事としている。8 月 1 日の地元説明会に於いて、環境アセスを担当する三重県環境保全事業団は、事業者に対し、再三、東エリアの開発を自制するように働きかけたが事業者は、発電量の減少により事業が困難との理由で自然を無視した開発を強行しようとしていると説明した(P-769 参照)</p> <p>意見 1. 事業実施区域東エリア全域の開発を中止する事、または、高利用域(営巣中心地から半径 500m)以内の樹木の伐採をしない事。</p>	<p>環境影響評価は、事業を実施することを前提として、事業者自らが行う手続きになります。その中で、今回、事業実施区域内でサシバの営巣が確認され、事業者として実行可能な範囲において可能な限り影響を低減できるかを検討致しました。</p> <p>その結果、サシバの営巣に与える影響は避けられないと判断し、その代償として準備書に記載した保全措置を講じることとしました。</p> <p>この対策では、保全措置とした区域でサシバが営巣をすることを期待するものではなく、採餌環境として利用することを期待するものとして検討しております。</p>
	2-2	<p>2. 事業実施区域西エリアの高利用域(営巣中心地から半径 500m)以内の樹木の伐採をしない事。</p>	<p>上記と同様の理由から、西エリアの改変を行わない計画とすることは困難であることから、西エリアの水田に接する敷地周辺部には幅約 30mの樹林帯を設けるほか、北側の笹原池周辺の残置森林を拡大し約 3.5ha の緑地を確保しました。</p> <p>これらの対策を講じること及び、山田ペアの繁殖期には、当該営巣地付近での工事を避ける等の対策を講じ、さらに、営巣期間中のモニタリングを行うことで、工事の実施による影響を監視していくことと致します。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	2-3	<p>3. P-770 東エリア北側の改変区域を縮小し・・・・・・サシバの採餌環境として機能する事が期待されます。とあるが波木ペアの営巣中心域や高利用域を伐採してしまえば生息できなくなる事が目に見えているのに「東エリア北側 2.6ha を残置林として残す」とあるが、サシバの採餌環境とは全く関係なく、いかにも代償措置を講じたかの如くまやかしである。・・・・事業者の見解を問う。</p>	<p>前述のとおり、事業実施区域内で営巣するサシバ（波木ペア）への影響については避けられないと判断しております。しかしながら、事業を実施する上において、周辺には他のサシバペアが存在していることから、これらの個体への餌場環境の創出にもなる可能性があると考え、東エリアの北側残置森林の拡大を保全措置として検討致しました。</p> <p>実際にサシバが採餌をするのは主に耕地となりますが、餌生物の生息環境の創出としての意味はあるものと考えております。</p>
2	2-4	<p>4. P-769 a) 東エリアの改変中止 事業認定を受けている 50MW・・・・事業としての成立が困難・・・・貴重な自然を破壊し、目の前の利益だけを追求する事業は、国を滅ぼし地球を破壊させる行為に他ならない。再生可能エネルギーの普及には異論がないが事業者は、自然破壊を来たす開発は、絶対にしてはならない。事業者の見識を問う。 以上</p>	<p>平成 28 年 3 月の三重県新エネルギービジョンでは、平成 31 年度までに 103.3 万 kW（平成 26 年度実績に対し 38.7 万 kW 増）の、平成 42 年度までに 219.3 万 kW（同実績に対し 154.7 万 kW 増）の太陽光発電を導入する計画であります。これらビジョンに沿うものとし、条例に基づく環境影響評価他の諸法令、手続きを行うほか、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。</p> <p>本事業は自然環境に対する影響の低減に努め、各種諸基準で審査を受け開発を進めて参ります。</p> <p>また、環境・エネルギーへの問題認識について、2011 年にハーバード大学のマイケル・ポーター教授により「共通価値創造」の考え方が提唱されました。企業の役割に社会問題の解決（太陽光発電は、CO2 削減、地球温暖化への対処）を加える考え方です。経済活動と社会的価値の創出（社会問題の解決）を共立させる必要から出た価値観というものです。欧米では企業活動にとって企業の価値基準を計る上で最も高いものの一つとして既に評価されています。したがって、本事業は、住民と企業にとって共通の価値を有しているものと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
3	3-1	<p>土地利用計画(図)などが暫定のままでは、せっかく環境影響評価を行っても最終的な目的である環境保全が担保できません。また、豪雨・地震などの自然災害発生時の洪水・土砂災害に対する安全も確保できません。今後、計画を進める場合には、土地利用計画(図)やその他の必要な項目を確定したうえで、行政の審査を受けてください。</p>	<p>事業地の境界の確認などは進めて参りますが、全体的な事業地の範囲を含む土地利用計画(図)は現計画と大幅な変更はないものと考えます。</p> <p>行政の審査については三重県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行い適正な措置を講じます。また、林地開発許可等の行政の各種許認可、地元の方々のご理解を得るとともに、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。</p>
4	4-1	<p>事業計画地の土地の地形の観点から述べます。県道小林鹿間線を走っていると、急傾斜度は30度以上あると思っております。又高花平4丁目から5丁目にかけて極めて計画地に近いところには、土砂災害特別警戒区域(急傾斜)レッドゾーンがあり、計画地内の波木町にもレッドゾーンがあります。今夏にも台風5号が襲来し鈴鹿山系が通り道となって南側の滋賀県長浜市は姉川の氾濫となりました。北側の三重県でも足見川下流の内部川、その先の鈴鹿川まで危険氾濫水位に達しました。最近では短時間による降雨により、中央道の土砂くずれが起きました。日常から自然災害リスクはあると覚悟しております。よって、四日市足見川メガソーラー事業を中止すべき理由をまとめます。</p> <p>1. 計画地内の森林を伐採してまで、メガソーラー事業を推しすすめるのはおかしい。(四日市の森林面積は14%を切っている。)保水力の低下は免れない。</p>	<p>過去の測量資料などを参考にすると、県道小林鹿間線の勾配は最大で10度未満であります。また、本事業地内には土砂災害区域は含まれておりません。さらに本事業では、防災上の安全確保も目的の一つであり、安定勾配への改変および種子吹付け等による法面の安定、排水路・調整池の整備等により安全性が向上するように計画を進めて参ります。</p> <p>本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変するのは15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。四日市市の森林面積は2861ha(出典:2015年農林業センサス)であり、本事業で改変(減少)される森林面積の割合は0.55%(地目換算)となります。</p> <p>本事業の計画においては森林の改変(減少)を最小化するよう努力して事業を進めて参ります。</p>
	4-2	<p>2. 太陽光発電は、現在小林町、山田町にかなり存在し既に利用できる土地は利用しており景観上悪く足見川メガソーラー事業は必要なし。</p>	<p>景観については、本準備書778頁で示したとおり、低彩度・低明度の低反射型の太陽光パネルを採用することや、周辺に森林帯を設けることでその影響は低減されると考えております。</p> <p>また、林地開発許可等の行政の各種許認可、地元の方々のご理解を得るとともに、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
4	4-3	3. 平成 29 年になり、全国各地でメガソーラー問題が採り上げられ、根本は法律の規制がないことがいけないと考え、有志により、三重県には陳情し四日市市議会には請願し 6 月の定例議会で太陽光発電の規制を求める請願は可決されました。四日市足見川沿いの絶滅危惧種であるサシバのいる里地・里山の豊かな環境・住民と共生できる持続可能な里山を守りたい。すなわちメガソーラーから守る開発抑制地域としたい。	三重県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行い適正な措置を講じます。 また、林地開発協議においても①災害の防止②水害の防止③水の確保④環境の保全の観点からも評価と対策が求められ、県の審査を受け許可が下りた後でなければ工事に着手することができません。 そこで、林地開発許可等の行政の各種許認可、地元の方々のご理解を得るとともに、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。
	4-4	4. 最後に、国(資源エネルギー庁)からのガイドライン(六月)三重県のガイドライン及び昨年の四日市の環境審議会の市町意見の答申にも住民の意見をよく聞く説明会を開催することとなっているが、一方的な業者側の説明に終始し、質問時間も短く打ち切りとなる。メガソーラー事業に係る住民同意が必要である。 以上	三重県環境影響評価条例に基づく地元説明会のほか、地元の住民の方々を対象とした説明会を山田町、小林町、波木町の各地区で複数回開催させて頂き、意見交換を行ってきております。8 月 1 日に行いました地元説明会では、一部の出席者から説明会では質問時間が短かったとのご意見がありました。そこで事業者から改めてご意見を受けたまわる日時の設定をお願いして、9 月 8 日午後 7 時より小山田地区市民センター会議室でご意見を拝聴し意見交換する場をもたせて頂きました。 その上で更に有益な意見交換の場があればというご意見も頂きましたので、今後も地域住民の方々には、事業の進捗状況に応じた説明会の実施等、十分な説明を行って参ります。
5	5-1	森の重要な役割を尊重して頂きたい。大規模森林伐採は、中止して頂けないかと思えます。 理由は、多数ありますが、以下の通りに絞ります。 第 1 には、自然との調和の破壊が問題で、いのちの破壊と温暖化を促進。 1) 今ある大きな森林を伐採してまで、ソーラーパネルを設置することは、「自然との調和」を逸脱した行為となり、慎むべきことです。したがって、この行為を中止すべきです。よく考えることです。	事業地は 30%を超える耕作放棄地に竹が繁茂し周辺にご迷惑をかけていると同時に、林地も荒れた状況で猪等の獣害で近隣農地に多大なご迷惑をかけて来ておりました。 8 月 9 日に開催された四日市市環境保全審議会においても委員の 2 名の方から「竹の繁茂が環境に悪影響を及ぼしているので全ての竹を除去するよう」求められました。 本事業地の面積は約 95ha ですが、その内の森林面積は 44.82ha(地目換算で 59.6%)であり、その中で改変するのは 15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。
	5-2	2) 市内の里山に太陽光発電(メガソーラー)の建設が計画され、大規模な森林伐採により生態系の大破壊が、起きようとしています。絶滅危惧種のサシバ、オオタカさらにホトケドジョウなどが、生存の危機を迎えています。	本事業においては森林の改変(減少)を最小化するよう計画しております。また、事業地境界で現状は森林の無い箇所についても約 10mの森林帯を設け森林環境を増設する計画にしております。

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	5-3	3) そして、森の伐採は、人類が抱えている温暖化の対策に逆行しています。	<p>自然との調和を図ることを目的とし、環境影響評価を行い、行政、委員である学識者、地元並びに自治体、団体の方々のご意見を頂いて、影響の低減に努めるとともに、生態系への保全にも努めて参ります。</p> <p>また、樹木を伐採することによる温室効果ガス(CO2)の吸収量の減少は本準備書832頁に示したとおり、約2,769t-CO2/年と予測しております。</p> <p>一方「原子力百科事典 ATOMICA」及び日本のCO2排出量の比較」を基に試算した結果では、本太陽光発電による削減効果は約21,642t-CO2/年と予測されます。20年間の事業により温室効果ガスの収支は削減される結果となり、地球温暖化の防止に寄与するものと考えおります。</p>
5	5-4	<p>第2には、いのちを増やす森林は増やすこと。伐採は逆行。</p> <p>1) 「生命をはぐくむ森林」の伐採は、「サシバやオオタカなどの絶滅危惧種」の生息を阻害し、すみかを奪うこととなります。絶滅危惧種の生物は、毎日消えています。今回も絶滅を加速する行為です。「サシバとオオタカの住か」を奪ってはなりません。</p>	<p>事業実施区域内を生息環境としていた種に対しては、その影響は避けられないと考えております。しかし、事業者として、実行可能な範囲でその影響を低減する方策として、事業実施区域の西エリア及び東エリアにおける残置森林を拡大し、可能な限り現状生息する多様な種の生息環境として維持活用できるように、森林の維持管理をしていきたいと考えております。</p>
	5-5	2) 林伐採は、鳥たちの「抱卵する木々とその静かな環境」がなくなること意味します。「鳥が抱卵する一定の安全な場」がなくなれば、鳥の子孫は生まれません。抱卵する周辺の一定の面積が必要であり、木々の伐採は中止すべきです。	
	5-6	3) 貴重な里山の自然環境が崩壊し、生物多様性の喪失によりサシバ、オオタカなどの絶滅危惧種の生息が不可能となるのです。	
	5-7	<p>第3には、生物多様性があり、生態系が守られてこそ人類が生きてゆける。</p> <p>1) 野鳥が消えることは、「生物多様性」を壊すことになり、人類の生命の危機につながります。野鳥がへる環境を、人が創ってはいけません。今回の伐採で、野鳥がすめなくなります。鳥のエサは川と田んぼにあり、高い木々を拠点にして、餌の採取を行っています。</p>	
	5-8	2) 森林伐採は、①静かな環境、②大きな森、③水が多い川、④田んぼ」の4点セットを壊すことになり、鳥の営巣を保護できません。鳥の餌場もなくなります。殺生してはなりません。	

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
5	5-9	第4には、森林が大きく減る。 1) 四日市市、桜地区に続いて、ここ足見川地区で森林伐採進めば、市民共通の財産である緑が大きく失われます。	本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変するのは15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。四日市市の森林面積は2861ha(出典:2015年農林業センサス)であり、本事業で改変(減少)される森林面積の割合は0.55%(地目換算)となります。本事業の計画においては森林の改変(減少)を最小化するよう努力して事業を進めて参ります。
	5-10	2) 14%から10%程度まで、緑が減少するのです。	
	5-11	第5には、市民には利益がない。 1) 地元住民の利益は、限定的で、ほとんどの住民は、恩恵が得られない事業です。被害は出る恐れが大きいです。ほとんど被害対策は、できていません。	地元の方々とも協議し、治水対策、害獣対策、残置森林の管理を行うこととしており、開発にあたりましては上記について山田町・小林町・波木町の自治会様と協定書を結ぶこととしております。
	5-12	2) 被害が出てからでは遅いです。その被害が出た場合の救済対策も、示されていません。中止すべきです。	
	5-13	第6には、川下災害が起きる。 1) 森林伐採により、川下地域には、大きな水の被害が予想されています。大きな面積の森がなくなれば、鉄砲水が発生して、川下では洪水となり、氾濫がおきます。	
	5-14	2) その兆候は、すでに出ています。3年ほど前に、川下で、洪水が起きています。この対策もありません。	本事業実施区域内の排水に対しては、面的に水路を配置し、調整池へ流入させます。それにより、鉄砲水の発生を防ぎます。本計画において、足見川の許容放流量を超えないように、足見川のネック点調査を行い調整池からの排水量を調整する計画としております。また、調整池は「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に則った計画とし、さらに近年の豪雨への配慮として調整池容量に2割程度余裕を持たした計画としております。したがって、現状より川下のネック点に負荷がかからない設計を行っております。
	5-15	3) 九州を見れば、集中豪雨の恐ろしさは、明瞭です。	
	5-16	第7には、憩いの場がなくなる。 1) この地域は、市内でも優れた人々の生活と憩いの場です。斜面にある森で、森の下に「田んぼと足見川」があり、静かな雰囲気です。	
	5-17	2) 散歩する田園風景が見られます。貴重な風景です。	事業実施区域において残置森林や緑地を確保し、敷地内の道も整備致します。また、太陽光発電設備は騒音、振動が小さく、排出ガス等を発生しないクリーンな設備となります。静かな環境を維持致します。

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
5	5-18	第8には、被害は甚大。生活権が侵害。 1) 森を消せば、「森とつながっている田んぼと足見川」も大きな自然被害を受けます。	<p>本事業では、森林を可能な限り残す等、自然環境への影響の低減に努め、その中に太陽光発電設備を設置する計画としています。また、残置森林や緑地は、適正に管理をすることと致します。</p> <p>事業にあたりましては、三重県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行い適正な措置を講じます。</p> <p>また、林地開発許可等の行政の各種許認可、地元の方々のご理解を得るとともに、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。</p> <p>筑波山における中止理由は、自然公園法における不許可の事業者と聞いております。また、規模は1ha未滿であり環境影響評価は必要なく、行政への届も限られたもののみであり無審査と聞いております。</p> <p>本事業においては、三重県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行い適正な措置を講じます。</p> <p>また、林地開発許可等の行政の各種許認可、地元の方々のご理解を得るとともに、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。</p> <p>前述のとおり、本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変される森林面積は15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。森林の改変(減少)を最小化するよう努力して事業を進めて参ります。</p>
	5-19	2) 「森林と田んぼと足見川と、静かな環境は一体化」して、鳥の餌場と安全なすみかを形成しています。どの1つも、かかせない状況にあります。	
	5-20	第9には、筑波山は中止。 1) 「自然破壊防止の教訓」を受け継いで、「生物の多様性」尊重し、「生態系を壊さない」ために、いったん中止してほしいです。	
	5-21	2) 「つくば山」では、環境に配慮して、中止しています。今回も中止すべきです。	
	5-22	第10には、新規の公害。 1) 森は、生命の生み出される場所、これを伐採するのは、第3の公害です。	
	5-23	2) 森の大規模伐採は、新しいタイプの公害です。地熱発電も音が出る。風力もうるさい。などなど新しいタイプの発電所は、多様な公害を出しています。	
	5-24	3) 古い公害は、石炭、石油、天然ガスなど地中から掘り出す。炭素系の公害です。新しいエネルギーは、地上にあります。風や太陽、波などです。森を切ったのエネルギー利用は、古いですが、今は森を利用しない。森を消滅させる方法です。いわゆる邪魔者扱いです。ですから、森を消滅させる新公害です。森を尊重することを求めます。	
	5-25	4) 生命が生まれる森は、海と並んで、大量の命を生み出す場です。営巣の場です。これを阻害してはいけません。増やす時です。伐採は逆行する行為です。	

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
5	5-26	5) 森を伐採すれば、大規模の洪水が発生します。九州を見れば、分かります。地殻変動があり、山はゆるくなり、崩れやすいです。一度に大量の雨が降れば、山は崩れ災害が起きます。新しいタイプの公害です。	森林を伐採する代わりに、法面勾配を緩くし、更に種子吹付け等による法面安定対策、排水の整備等を行って災害防止を行います。
	5-27	第11には、 1) 極く一部の人がだけで、話し合っているだけです。開発地域は、市民全体、人類共通の問題です。すべての関係団体も参加すべきです。	本事業では、地元の方々とも協議し、また、各種の団体とも話し合いの場を複数回持っております。 また、前述のとおり、地元説明会を開催するとともに、資料の縦覧場所、期間等について新聞5紙（朝日、読売、毎日、中日、伊勢）にお知らせを掲載したほか、縦覧場所を5箇所として市役所、市政情報センター、各地区市民センター（小山田、四郷、内部）において地元説明会開催日時の公告を行い、市民全体の参加を呼び掛けております。
	5-28	2) 「森林を中心とする緑」は今や、「住民共通の問題、人類共通の問題」です。	地元説明会においては概要書を配布し、その最後に意見書の提出方法も記載し説明しております。
	5-29	第12には、 1) この事業計画を知らない住民が多い中、事業展開が、早いスピードで進められているので、事態は深刻です。すべての市民に開かれた大規模の説明会を行うことです。	事業は既に計画開始より3年を経ており、この間に行政、自治体、地元住民に周知し、複数回説明会を行っております。 また、昨年6月5日並びに6日に、本年8月1日に実施しました環境影響評価の地元説明会は、前述のとおり、新聞5紙（朝日、読売、毎日、中日、伊勢）で公告し、市民全体へ出席を呼び掛けております。本年8月1日に実施した地元説明会は、縦覧場所を5箇所として市役所、市政情報センター、各地区市民センター（小山田、四郷、内部）において地元説明会開催日時の公告を行っております。
	5-30	2) 「地方創生」の現在、求められています。	今後、地元の方々のご意見とご理解と考へ、説明会の開催を考えております。
	5-31	以上、市民がよく話し合うべき問題です。多くの市民の方々が、議論に加われる場を設定して頂きたいです。緊急の提案です。おおぜいで話し合う場を持ちましょう。どうぞよろしくお願い申し上げます。	

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
6	6-1	<p>そもそも太陽光発電は、持続可能な社会を創るための再生可能エネルギーの一環として登場したものです。つまり持続可能な社会の実現という目標が大前提です。しかるに貴社のやり方は「持続可能性を保証している貴重な森林を伐採し、四日市に唯一残っている本格的な里山を破壊し、絶滅危惧種サシバを2家族おい出し生態系を破壊してメガソーラーを建設する」というものです。つまり、メガソーラー導入と引き換えに、持続が不可能な社会を作ろうとしているのです。</p> <p>このような地域社会の持続性を破壊する権利は貴社にはありません。即刻、計画を中止して下さい。</p>	<p>再生可能エネルギーの考え方は化石燃料に頼らない循環型社会を構築することにあります。</p> <p>樹木を伐採することによる温室効果ガス(CO2)の吸収量の減少は本準備書832頁に示したとおり、約2,769t-CO2/年と予測しております。一方「原子力百科事典ATOMICA」及び日本のCO2排出量の比較」を基に試算した結果では、本太陽光発電による削減効果は約21,642t-CO2/年と予測されます。事業により温室効果ガスは削減される結果となり、地球温暖化の対策になると考えています。</p> <p>前述のとおり、本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変される森林面積は15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。森林の改変(減少)を最小化する計画としております。</p> <p>事業実施区域内で営巣するサシバ(波木ペア)への影響については避けられないと判断しております。しかしながら、事業を実施する上において、事業地内または周辺の別場所での営巣することに配慮し、周辺には他のサシバペアが存在していることから、これらの個体への餌場環境の創出にもなる可能性があると考え、東エリアの北側残置森林の拡大を保全措置として検討致しました。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
7	7-1	<p>日本野鳥の会三重では、四日市足見川メガソーラー事業に係る地域の野鳥調査を本計画が公示された以降実施してきた。特に里山の環境に敏感な猛禽類(主としてサシバやオオタカ)についての生息・繁殖状況調査の結果、環境影響評価 準備書に記載の通りサシバの生息を確認した。2017年には、東エリアおよび西エリアにて共に繁殖している。四日市市は、かつて自然豊かな里山が点在していたが経済発展と共に、宅地開発、工業団地化、ゴルフ場開発により大切な自然が破壊され、今やサシバの繁殖できる里地里山は、この地域が唯一である。ご承知の通り、猛禽(サシバ)の存在は、食物連鎖の頂点にあり、その個体だけが大切でなく、その生態系を構成する生物多様性の存在が重要であり、森林の伐採など自然破壊を起してはならない。自然エネルギーの活用は、決して否定をしないが、自然破壊を伴う開発は、企業としてすべきでない。本来、行政として里山生態系保全区として保護すべき地域の選定や県内全域のゾーニング、地域別総量規制をすべきであるが進んでいないのが実態であるが、事業者としての良識と配慮を期待したい。</p> <p>意見</p> <p>1. 準備書によれば、事業実施区域ほぼ中央にサシバの営巣区域が存在している事が明らかであり、三重県環境保全事業団が指摘している通り、事業実施により大規模な自然破壊を来し、サシバの生息はもとより、生態系の破滅が起こる事は容認できなく、今回の事業を中止して頂く様要請する。</p>	<p>前述のとおり、東エリアで営巣するサシバ(波木ペア)への影響については避けられないと判断しております。</p> <p>しかしながら、事業を実施する上において、周辺には他のサシバペアが存在していることから、これらの個体への餌場環境の創出にもなる可能性があると考え、東エリアの北側残置森林の拡大を保全措置として検討致しました。</p> <p>その結果、東エリア北側では約6haの残置森林を確保し、餌場である水田に接する所には幅約30mの樹林帯を設けております。</p> <p>また、西エリアでは営巣は確認されておりませんが、水田に接する敷地周辺部には幅約30mの樹林帯を設けたほか、北側の笹原池周辺の残置森林を拡大し約3.5haの緑地を確保しております。</p> <p>本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変される森林面積は15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。森林の改変(減少)を最小化するよう努力して事業を進めて参ります。</p>
	7-2	<p>2. サシバの営巣適地の推定としてP-734以降色々述べているが、結論としてP-754「特に・・・良好な代替環境が存在・・・ます。」とあるが、全く根拠のない仮説であり過去にこの様な仮説でサシバの移動事実が本当にあったのか? 実例を明示願いたい。</p> <p>以上</p>	<p>本準備書734頁に示したとおり、サシバの営巣適地推定の結果、天白川流域の樹林帯は3点のエリアが比較的まとまりをもって分布していました。</p> <p>また、現地を確認した結果からも、川沿いの水田地帯とセットになった樹林帯はサシバの生息にとっても良好であると推測されます。具体的にこの距離を移動した事例は確認されていませんが、当該営巣林が消失した場合、この営巣林に近く、かつまとまった規模を持つ天白川流域の樹林帯が次の生息環境として重要度を増すことになると考えています。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
8	8-1	① 環境破壊が言われている中、絶滅危惧種のサシバが生息している里山を破壊してまで太陽光発電を進める意味は何か？	<p>平成28年3月の三重県新エネルギービジョンでは、平成31年度までに103.3万kW（平成26年度実績に対し38.7万kW増）の、平成42年度までに219.3万kW（同実績に対し154,7万kW増）の太陽光発電を導入する計画であります。これらビジョンに沿うものとし、条例に基づく環境影響評価他の諸法令等の手続きを行って事業を行います。</p> <p>前述のとおり、本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha（地目換算で59.6%）であり、その中で改変される森林面積は15.68ha（地目換算）のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。森林の改変（減少）を最小化するよう努力しております。</p> <p>また、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、本事業は、自然環境に対する影響の低減に努め、各種諸基準で審査を受け事業を進めて参ります。</p> <p>また、環境・エネルギーへの問題認識について、2011年にハーバード大学のマイケル・ポーター教授により「共通価値創造」の考え方が提唱されました。企業の役割に社会問題の解決（太陽光発電は、CO2削減、地球温暖化への対処）を加える考え方です。経済活動と社会的価値の創出（社会問題の解決）を共立させる必要から出た価値観というものです。欧米では企業活動にとって企業の価値基準を計る上で最も高いものの一つとして既に評価されています。したがって、本事業は、住民と企業にとって共通の価値を有しているものと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
8	8-2	<p>② サシバの為に残地森林を拡大できるのなら直近の住民の為に何ができると考えるのか？現状では直近の住民はまるっきり置き去りだ。</p> <p>四日市市に石油化学コンビナートが出来た時「四日市ぜんそく」が起こるとは誰も考えなかった、机上の計算だけで太陽光発電に問題はないと言い切れるのか？またその根拠は何か？納得のいく説明を求める。</p>	<p>直近の住民を含めた地元の方々には、三重県環境影響評価条例に従い、地元説明会を開催するとともに、資料の縦覧場所、期間等について新聞5紙（朝日、読売、毎日、中日、伊勢）にお知らせを掲載したほか、縦覧場所5箇所（市役所、市政情報センター、各地区市民センター（小山田、四郷、内部））においても地元説明会開催日時の公告を行い、市民全体の参加を呼び掛けております。また、三重県環境影響評価条例に基づく地元説明会のほか、地元の住民の方々を対象とした説明会を山田町、小林町、波木町の各地区で複数回開催させて頂き、意見交換を行ってきております。</p> <p>地元の方々には数度の説明会を通して、樹林帯の設置、治水対策等を説明しております。また、太陽光パネルは低反射タイプのものに切り替えて、景観等にも十分配慮しております。説明が十分でない場合、個別に対応致します。</p> <p>前述のとおり、森林を可能な限り残す等、自然環境への影響の低減に努め、その中に太陽光発電設備を設置する計画としています。また、残置森林や緑地は、適正に管理をすることと致します。そのために、三重県環境影響評価条例に従い環境影響評価を行い、行政、委員である学識者等のご意見を頂いて、影響の低減に努めるとともに、生態系への保全にも努めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
8	8-3	③ 万一、太陽光発電が稼働した場合、御社の想定とは違う予期せぬ問題が起こった場合、その対処の方法をどう考えるのか？	太陽光発電所には、近傍に事務所を設置し人員を配置して、適切に管理して参ります。想定される問題の対応は事前に対応策を講じ準備致します。想定外の問題が発生した場合には、事業者の責任で臨機に依る体制を取って問題に対処致します。
	8-4	④ 直近の住民に具体的な説明が何一つ無いのはなぜか？	<p>前述のとおり、直近の住民を含めた地元の方々には、三重県環境影響評価条例に従い、地元説明会を開催するとともに、資料の縦覧場所、期間等について新聞5紙(朝日、読売、毎日、中日、伊勢)にお知らせを掲載したほか、縦覧場所5箇所(市役所、市政情報センター、各地区市民センター(小山田、四郷、内部))においても地元説明会開催日時のお知らせを行い、市民全体の参加を呼び掛けております。また、三重県環境影響評価条例に基づく地元説明会のほか、地元の住民の方々を対象とした説明会を山田町、小林町、波木町の各地区で複数回開催させて頂き、意見交換を行って来ております。</p> <p>直近の住民の皆様には自治会様からのお声掛けのみでなく、事業者として特に近接の各住民のご自宅への案内などを行って「住民説明会」へのご参加をお願いしております。その中で、更に有益な意見交換の場があればとのご意見が出ておりますので、事業者として今後も対応して参りたいと考えております。</p>
	8-5	⑤ 平成29年7月23日 山田町向け事業説明会の時間が19時から21時では全く足りなかった次の平成29年8月1日 山田町以外の住民に対しての環境アセスメント準備書の説明会は19時30分から21時だったのは質問を受けないように工作したのか？	<p>地元説明会は平成29年8月1日に行いましたが、8月1日は火曜日の週日でした。時間帯につきましては、地元の方から週日の7時では勤めておられる方の参加が困難だと言うご意見を受けて会合を30分遅らせた次第です。事業者は、これまでも住民説明を重視し実行しております。</p> <p>当日ご質問等が出来なかった方へは、意見書の提出方法、期間について周知させて頂きました。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
9	9-1	<p>以下の理由から、私、●●●●は、四日市足見川メガソーラー事業に反対します。</p> <p>① 森がなくなることによって、サシバの営巣地が失われる。</p>	<p>前述のとおり、事業実施区域内で営巣するサシバ（波木ペア）への影響については避けられないと判断しております。しかしながら、事業を実施する上において、周辺には他のサシバペアが存在していることから、これらの個体への餌場環境の創出にもなる可能性があると考え、東エリアの北側残置森林の拡大を保全措置として検討し、東エリア北側に約6haの残置森林を確保するとともに、西エリアの北側の笹原池周辺の残置森林を拡大し約3.5haの緑地を確保しました。また、餌場である水田に接する所には幅約30mの樹林帯を設け、可能な限り植生改変を最小限にするとともに、工事の着手は繁殖途中での営巣放棄を防ぐため、サシバの営巣期間中は避けるなどの配慮も致します。</p>
	9-2	<p>② メガソーラーの反射光・反射熱、による、地面、大気、私たちの生活に対する悪影響の出る恐れ。</p>	<p>太陽光パネルによる光の反射につきましては、低彩度・低明度の低反射型のパネルを採用することや、周辺に森林帯を設けることでその影響は低減されると考えています。</p> <p>また、気温につきましては類似施設の発電所において調査を行い、太陽光パネルの外周に樹林帯を配置することで、樹林帯を超えた先で、周囲と比べた温度上昇は確認できませんでした。但し、気温についてはその土地の条件等により不確実性がありますので事後調査において気温の把握に努めます。</p> <p>なお、既に運用を開始している大規模の太陽光発電所の近隣で温度上昇による苦情等は聞いておりません。</p> <p>太陽光発電設備は騒音、振動が小さく、排出ガス等を発生しないクリーンな設備でございます。</p>
	9-3	<p>③ 2042～2052年、運転終了後の20万枚ものパネルの放棄によるヒ素・鉛・セレン・カドミウムなど重金属による、土壌、水、空気への汚染の恐れ。</p>	<p>太陽光パネルは運転終了後、放棄されることはなく適切に処理いたしますので、土壌、水、空気への影響はありません。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
9	9-4	<p>④ 大雨、洪水時の水没、台風による大風、竜巻によるパネルの崩落。による感電の恐れ。 貴社には、速やかに、事業計画の取りやめを要請します。</p>	<p>大雨、洪水で水没しないように治水対策を行います。治水対策として、足見川の許容放流量を超えないように、足見川のネック点調査を行い調整池からの排水量を調整する計画としております。また、調整池は「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に則った計画とし、さらに近年の豪雨への配慮として調整池容量に2割程度余裕を持たした計画としております。現状より川下のネック点に負荷がかからない設計を行っております。</p> <p>太陽光パネルの架台の強度は日本工業規格 JISC 8955 で定められており、三重県においては基準風速34m/sに耐えることが求められております。2000kW 以上の大規模太陽光発電設備は規制が厳しく、工事着手前に経済産業省に工事計画書を提出し、使用前には自主検査を、その後監督官庁の使用前安全管理審査を受ける必要があります、大風によるパネルの崩落が起きる可能性は極めて低いと考えております。</p> <p>パネル敷地はフェンスで区画され、関係者以外の方がパネルに接近できないようにしておりますので、感電の危険性についても可能性は極めて低いと考えております。</p>
10	10-1	<p>大気質の環境保全措置の稼働時間、台数の削減の具体的な数字がわからない。当初の予定と環境保全措置後の予定稼働時間、台数を知りたい。</p>	<p>本準備書では、環境保全対策前の条件で予測を行っております。その結果を踏まえ、さらなる低減のための対策として稼働時間の削減等を上げさせていただいております。従いまして、実際の工事が始まった時点で、工程等を調整し、予測条件より削減できるよう検討していくことを考えていることから、現時点で具体的な台数等については明確とはなっておりません。</p> <p>本事業計画におきましては、地元の方々の住環境や生活環境の影響を最小とすべく、三重県環境影響評価条例に基づき大気・水環境、騒音、振動、低周波音、温度上昇、景観等を検討するとともに、工事に当たっては治水や獣害の検討も行い対策を行っております。その内容は、準備書に記載するだけでなく、地元の住民の方々に説明会でご理解頂けるよう努めております。</p> <p>また監督官庁にも林地開発許可等の各種許認可申請を行い、審査・許可を受けて施工致します。</p> <p>周辺住民への人的影響が及ばないよう事業を進めて参ります。</p>
	10-2	<p>騒音・振動・低周波音、環境保全措置の重機使用台数の削減、車両等の削減の具体的な数字がわからない。当初の予定と環境保全措置後の予定使用台数、削減数を知りたい。</p>	
	10-3	<p>環境の変化による周辺住民への人的影響はある？ない？</p>	

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
11	11-1	日本中で起きている災害の異常な状態を見て、環境保全事業団では、この足見川メガソーラー事業を進めて良いとおもっているのか?!全く無責任である。金の為に動いてはダメ、正義のために働け!	<p>災害が起きないように環境影響評価や治水対策計画を行い、その状況は地元の方々にご理解を頂くように随時報告し、事業者としての責任を果たすべく、尽力しております。</p> <p>環境・エネルギーへの問題認識について、2011年にハーバード大学のマイケル・ポーター教授により「共通価値創造」の考え方が提唱されました。企業の役割に社会問題の解決（太陽光発電は、CO2削減、地球温暖化への対処）を加える考え方です。経済活動と社会的価値の創出（社会問題の解決）を共立させる必要から出た価値観というものです。欧米では企業活動にとって企業の価値基準を計る上で最も高いものの一つとして既に評価されています。したがって、本事業は、住民と企業にとって共通の価値を有しているものと考えております。</p>
	11-2	鹿児島島のメガソーラ建設現場でも土砂が流出して農作業に支障をきたしている。	土砂の流出を抑えるために、調整池の機能の一つとして沈砂容量を持たせております。また、現状より水路などの土砂が流出しないように計画し、農業に支障を来たさないように配慮しています。
	11-3	小林町でも、この意見書を出す、出せる、ということを知らない人は99.9%。意見書を出すことを事細かに住民に知らすのはだれがすべきことなのですか？姑息な方法を指示してるのですか？	<p>前述のとおり、三重県環境影響評価条例に基づき、地元説明会を開催するとともに、資料の縦覧場所、期間等について新聞5紙（朝日、読売、毎日、中日、伊勢）にお知らせを掲載したほか、縦覧場所を5箇所として市役所、市政情報センター、各地区市民センター（小山田、四郷、内部）において地元説明会開催日時の公告を行い、市民全体の参加を呼び掛けております。</p> <p>地元説明会においては概要書を配布し、その最後に意見書の提出方法も記載し説明しております。また、三重県環境影響評価条例に基づく地元説明会のほか、地元の住民の方々を対象とした説明会を山田町、小林町、波木町の各地区で複数回開催させて頂き、意見交換を行ってきております。</p> <p>ご指摘の小林町についても、7月29日小林町公民館で午後7時から住民説明会を開催しました。多くの小林町住民の方がご参加されまして、水路や道路などについて多くのご意見を頂き意見交換しております。</p> <p>この会合においても同様に概要書を配布し、多くのご住民から「意見書」を賜りたいこと、「意見書」を出して頂く方法についてご説明させて頂いております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
11	11-4	夏は南からの風で小林町は、猛暑になる。小林町側のお茶畑は、熱で痛み、死活問題である。	<p>本準備書において、太陽光発電所設置に伴う発電所周辺地域の温度上昇について、類似発電所施設で夏季の1ヶ月間調査を実施致しました。その結果、太陽光パネルの外周に樹林帯を配置することで、樹林帯を超えた先で、周囲と比べた温度上昇は確認できませんでした。但し、気温についてはその土地の条件等により不確実性がありますので事後調査において気温の把握に努めます。</p> <p>なお、既に運用を開始している大規模の太陽光発電所の近隣で温度上昇による苦情等は聞いておりません。</p>
	11-5	サシバは、北の天白川の方へは、行きません。行けません。山田町の、田んぼのある所、(足見川メガソーラの現場の南側)は高圧鉄塔が、存在していません。が、天白川の北に残る里山の、北側には、鉄塔銀座です。だから、サシバは、そんな場所へは、行かないと思います。	サシバの行動圏を解析した結果、波木ペアは頻度は高くないものの天白川上空付近まで行動圏を持っていることが明らかになっています。鉄塔などにとまることから、構造物をとまり場所として選択することがあるようです。
	11-6	サシバを、立ちのきさせるという考え方は、そもそも人間のエゴから考えた対処方法です。里山のすぐ南に住む住民は、その場で泣き寝入りですか？	<p>前述のとおり、本事業計画におきましては、地元の方々の住環境や生活環境の影響を最小とすべく、三重県環境影響評価条例に基づき大気・水環境、騒音、振動、低周波音、温度上昇、景観等を検討するとともに、工事に当たっては治水や獣害の検討も行い対策を行っております。その内容は、準備書に記載するだけでなく、地元の住民の方々に説明会でご理解頂けるよう努めて参ります。</p> <p>また監督官庁にも林地開発許可等の各種許認可申請を行い、審査・許可を受けて施工致します。</p> <p>周辺住民への人的影響が及ばないよう事業を進めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
11	11-7	不安定なメガソーラーの電気代を我々が負担増になることは、許せません。	<p>再エネ賦課金制度につきましては、資源エネルギー庁にて説明されております。以下に再掲致します。</p> <p>以下資源エネルギー庁のホームページからの再掲</p> <p>本制度は、再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの一つになることを目指し、電気をご利用の皆様へ再生可能エネルギー賦課金のご負担をお願いする制度でもあります。</p> <p>■皆様にご負担をお願いする理由</p> <p>再生可能エネルギーは一度発電設備を設置すると自然の力で繰り返し発電が可能です。</p> <p>再生可能エネルギーの電気が普及すれば、日本のエネルギー自給率の向上に有効です。エネルギー自給率が向上すると、化石燃料への依存度の低下につながり、燃料価格の乱高下に伴う電気料金の変動を抑えるといった観点から、すべての電気をご利用の皆様へメリットがあるものだと考えています。</p> <p>また、本制度によって買い取られた再生可能エネルギーの電気は、皆様に電気の一部として供給されているため、電気料金の一部として再エネ賦課金をお支払いいただくこととしております。</p> <p>(なお、再エネ賦課金単価の算定の際、買取りに要した費用から、電気事業者が電力を買い取ることにより節約できた燃料費等は差し引いております。)</p> <p>再生可能エネルギーの普及は地球温暖化対策、日本を支える新たな産業の育成などの観点から、日本全体にとって大切なことです。大きな可能性をもった再生可能エネルギーが私たちの暮らしを支えるエネルギーの一つになることを目指して。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
12	12-1	<p>足見川メガソーラー事業計画地の山の南方面、その向かい側に住む者です。</p> <p>私は行けなかったのですが、7月23日にあった山田町民向けの説明会では、参加された方から「パネルを張られた山を想像すると、もう景観という問題でなく私から言わせれば「異様な光景」です。」という意見が出ていたと聞きました。全く同感です。自然が壊されるのは嫌な気持ちです。</p> <p>また、ずっと山田町を見守ってくれていた山の木々を伐採することによって、どんな災害が起きるのか住民として不安です。</p> <p>景観のモニター写真にも、パネルを小さく見せようとする意図が見えでしまいます。異様な光景にはしてほしくありません。</p>	<p>景観につきましては、本準備書 778 頁にて示したとおり、太陽光パネルは低彩度・低明度の低反射型のパネルを採用することや、周辺に森林帯を設けることでその影響は低減されると考えています。</p> <p>また、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、本事業は、自然環境に対する影響の低減に努め、各種諸基準で審査を受け事業を進めて参ります。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
13	13-1	<p>理不尽にパネルに囲まれたあるお宅に伺った。法規制がないと言うのはこんなにも人権を侵害するのか…</p> <p>そこはかつては緑に囲まれた癒しの空間だったが、ある時ご自宅の周辺があつという間にパネルの砂漠になったそう。環境はガラリと変わった。窓を開ければソーラーパネルの砂漠が広がり、家には反射光が入り、室温が40～50度にもなり、庭には行き場がなくなった鹿がいたことも。私は、お庭でお話を伺っていたのだが、頭の中がうわんうわんとうねり、眩暈までした。これがうわさの電磁波か？衝撃だった、この住人の健康被害が心配になった。その方は、行政に訴えたが「法的に問題がない」と取り合ってくれないそう。業者に来てもらって室温を測ってもらい一部ソーラーパネルを取り外してもらった。除草剤も、家族に喘息持ちがいるので近くは撒かないようにしてもらっているそう。今年、3月に資源工ネ庁、7月に三重県でもやっガイドラインが出た。四日市は請願が通ったが、早く条例を作って無秩序な開発に歯止めをかけてほしい。全国的に法的規制をかけてほしい。業者は、足見川メガソーラー事業は環境アセスがあるからいいでしょ？という言い方をするが、言い換えればそれだけ影響が大きいというごとだ。造るのを前提のアセスなのだから結局同じごとだ。8月1日の説明会では、三重県環境保全事業団が、東エリアの森はサシバのために残すべきと提言したが、業者がノーと言って取り合わなかったという旨の発言があったという。結論は羽があるから別の場所に移動するだろうということになったようだ。しかし、それは違う。それができていればとっくに移動しているはず。あそこが営巣に適している里地だから毎年来てくれているのだ、事業をさせるためにあの手この手のアドバイスをしているとしか思えない。</p>	<p>本事業の計画では、太陽光パネル、パワコンディショナーは近隣の住居からは十分に距離をとって設置する計画とし、また敷地境界には樹林帯を配置致します。樹林帯により、太陽光パネルの視認は極めて局所的となり、低彩度・低明度の低反射型の太陽光パネルを採用しますので著しく景観を損ねることはございません。また、樹林帯の設置により、光熱の輻射、温度上昇の影響を抑えます。</p> <p>電磁波については、電磁界情報センター（一般財団法人電気安全環境研究所）の報告では、太陽光パネル、パワコンディショナーの近傍20cmの所では約8μT（マイクロテスラ；磁界の強さを示す単位）ですが、30cm以上離れると一般の家庭電気製品と同程度となり、0m（機器に接触）での測定値も含めてICNIRP（注記）ガイドラインの制限推奨値（一般公衆に対して200μT）より極めて低い値になることが確認されております。本事業においては、近隣家屋より100m以上距離をとる計画としておりますので、電磁波は更に減衰し、生活、健康への影響のないように対策をしております。</p> <p>また、除草剤は使用せず、雑草は人力による除草を計画しております。</p> <p>サシバにつきましては、前述のとおり、事業実施区域内で営巣するサシバ（波木ペア）への影響については避けられないと判断しております。しかしながら、事業を実施する上において、周辺には他のサシバペアが存在していることから、これらの個体への餌場環境の創出にもなる可能性があると考え、東エリアの北側残置森林の拡大を保全措置として検討し、東エリア北側に約6haの残置森林を確保するとともに、西エリアの北側の笹原池周辺の残置森林を拡大し約3.5haの緑地を確保しました。また、餌場である水田に接する所には幅約30mの樹林帯を設け、可能な限り植生改変を最小限にするように配慮致します。</p> <p>注記：ICNIRP＝国際非電離放射線防護委員会</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
13	13-2	<p>山は、保水をし、根を張って土砂の流出を防ぎ、酸素を作り空気溝浄し、フィトンチッドなどの癒し成分を出してくれたり、たくさんの動植物の命を育てている、地球温暖化を抑制してくれるなどなど、お金に換算すれば、計り知れない仕事をしてきている。持続可能である。一方ソーラーパネルの寿命は約 20 年、持続不可能。それに発電量は不安定で、しかも足見川メガソーラーの 1 年分の発電量は火力発電所の 1 日分にも満たないときく。23.7 万枚という大量のソーラーパネルと 25 台のパワーコンディショナー等は自然環境や人の生活にどんな影響を与えるのか？また土砂災害は？業者は、雨量や洪水などは県のデータに従ってやっているから大丈夫というが、甘いと思う。現状は予測不能の雨量が降る。全国各地で予想外の災害が起こっているのではないか。造成中に大雨が降ったらひとたまりもない。下流は大洪水になる。だれ責任を負うの？今は作りだいで一心なのか、耳触りの良いことばかりおっしゃるが、いざ何かあった時、因果関係がわからないなどと、上手にどこかにお逃げになるんじゃないかと不安である。四日市市もソーラーパネルラッシュだ。もうこれ以上要らない。私たちは、再生可能エネルギー発電促進賦課金を献上してなんでこんな不安と苦痛を与えられなければならないのか？</p>	<p>本事業地は30%を超える耕作放棄地に竹が繁茂し、周辺にご迷惑をかけていると同時に、林地も荒れた状況で猪等の獣害で近隣農地に多大なご迷惑をかけて来ておりました。</p> <p>本事業地の面積は約 95ha ですが、その内の森林面積は 44.82ha (59.6%) であり、その中で改変される森林面積は 15,68ha のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。森林の改変(減少)を最小化するよう努力しております。</p> <p>また、雨水や洪水を受け持つ調整池については「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に則った計画とし、さらに近年の豪雨への配慮として調整池容量に 2 割程度余裕を持たした計画としております。現状より川下のネック点に負荷がかからない設計を行っております。</p> <p>太陽光パネルの寿命は 20 年とも 30 年とも言われており、20 年を超えて発電を行っているものもあります。</p> <p>本事業の計画では、自然環境への影響の低減に努め、事業をできるだけ継続したいと考えているものです。</p>
14	14-1	<p>太陽光発電は太陽光を利用して環境にクリーンで、安全なものと理解しています。原子力発電全廃の考えをもつものとしてはそれに代わる有力な手段の一つだと思っています。しかし、貴社の足見川メガソーラーに関して疑問と不安を強く感じます。</p> <p>1. かなりの面積の樹木、草地を剥いでその上に設置ということになると、その面積において植物の光合成による CO2 吸収量がどれだけ減少するか。できればその減少量を試算して提示してほしい。いかに地球温暖化対策に逆行しているか</p>	<p>前述のとおり、樹木を伐採することによる温室効果ガス (CO2) の吸収量の減少は本準備書 832 頁に示したとおり、約 2,769t-CO2/年と予測しております。</p> <p>一方「原子力百科事典 ATOMICA」及び日本の CO2 排出量の比較」を基に試算した結果では、本太陽光発電による削減効果は約 21,642t-CO2/年と予測されます。20年間の事業により温室効果ガスの収支は削減される結果となり、地球温暖化の防止に寄与するものと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
14	14-2	2. 貴重な鳥類に対して考慮されているのは説明会である程度は理解しましたが、鳥だけではなく、他の動植物も含めた生態系についても考えるべきだと思います。	生態系の予測に当たっては、本準備書713頁に示したとおり、上位性、典型性、特殊性を勘案した種を選定し、予測評価を実施しています。その際は、餌環境や植生等について代表種を頂点とする一般種や植生等の生息環境を検討したものとなっています。
	14-3	3. 異常気象の昨今、記録的な大雨が観測され各地で大きな被害が出ています。もし、この地域でこのような大雨が降ったとき、治山治水の観点から大きな不安を感じます。いくら調整池が十分に作られていようと何が起こるか、わかりませんし、土壌にしみこませるのが本来の姿です。大きな災害が起こった時の代償を考えると、本当に必要なかどうか疑問です。	地表面を舗装などで被覆するわけではなく、雨水を土壌にしみこませる点は変わりありません。また、調整池へ流入させるまでには水路を面的に配置し、表面の水を適切に処理します。
15	15-1	<p>1 私は、本件計画地にゴルフ場建設計画があったところに本件計画地の開発の可否について関わり、日本環境法律家連盟やゴミ弁連の会員として、環境問題に関心を持つ立場から、本件環境影響評価準備書につき、以下の意見を述べる。</p> <p>2 足見川メガソーラー事業は、足見川の近傍における開発であり、仮に開発が行われれば、計画地の保水能力の低下により、足見川の流量に重大な影響を及ぼし、下流域の洪水災害を引き起こす懸念が予想されるが、環境影響評価準備書には、災害防止の観点からの影響評価はまったくなされていない欠陥がある。</p> <p>上流域の開発に伴う河川改修がなされなかったことにより、下流に甚大な水害被害が生じることは、津市の志登茂川水害の経験から明らかであり、環境問題の最大の課題は、災害であることを銘記すべきである、近似のゲリラ降雨による被害の多発に鑑みれば、降雨データによる分析は、平均降雨強度だけではなく、既往最大の連続降雨量なども勘案してなされるべきことであるが、当該視点も欠落している。</p>	<p>地表面を舗装などで被覆するわけではなく、雨水を土壌にしみこませる点は変わりありません。また、開発により影響する現況の沢の水も暗渠により調整池へ導きます。下流への排水対策として、足見川の許容放流量を超えないように、足見川のネック点調査を行い調整池からの排水量を調整する計画としております。</p> <p>また、調整池については「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に則った計画とし、さらに近年の豪雨への配慮として調整池容量に2割余裕を持たした計画としております。現状より川下のネック点に負荷がかからない設計を行っております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
15	15-2	<p>3 開発地域は、貴重な鳥類や昆虫が生息している代替性のない生態系を有していることについての配慮を欠いている。貴重な鳥類や昆虫は、開発区域の里山だけで生息しているのではなく、周辺の農地や足見川を生息区域として生存しているものと思慮され、「ここでしか生息できない多種多様の生物」が存在しているものと推定されるが、かかる視点からの調査や考察を欠いており、不適切である。</p>	<p>本事業の実施に当たっては、三重県環境影響評価条例に則り環境影響評価を進めております。</p> <p>本準備書では、現地調査結果を踏まえ、事業者の実施可能な範囲で環境配慮を検討したものです。</p>
16	16-1	<p>1、ゲンジボタル、ヘイケボタルの生息環境の保全</p> <p>動物調査の結果ゲンジボタル、ヘイケボタルが確認されていますが、希少種としてとらえられていないためか何らの措置も書かれていません。四日市市内でもいくつかの地域でホタルの保護活動がなされていますが、この地域の足見川沿いのゲンジボタルは、特に人の手による保護によらず生息が維持されているものと考えられます。西エリア、東エリアの両エリアに沿った水域でも観察されますが、特に西エリアには多数の個体が確認されます。また、ヘイケボタルについては、以前はゲンジボタルに比べると普通に見られる種としてあまり注目されませんでした。最近ゲンジボタル以上に減少しているとも言われています。</p> <p>ホタルは、地域に暮らす人々にとっては、他の昆虫とは違った親しみがあり、地域資源としても貴重なものです。今回の事業は、直接足見川を改変するものではありませんが、そこに流入する水路の改変や工事に伴う濁水の発生によるホタルの幼虫への影響は十分考えられます。工事によるホタルの生息環境への影響が出ないように配慮してください。</p>	<p>ゲンジボタルやヘイケボタルにつきましては、地域に暮らす皆様にとって、地域資源としても貴重なものと認識しております。</p> <p>ホタルのみならず水生生物への環境保全措置として、仮沈砂地出口への濁水軽減措置、造成計画範囲の遵守、法面等の早期緑化、自生樹木等の緑化への活用などを実施し、十分に配慮して工事を進めることと致します。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	16-2	<p>2、さらなる森林面積の確保を検討してください。</p> <p>方法書からの検討で、笹原池周辺と東ゾーンの東側の谷筋が残されるようになったことは、事業者の方の大きな努力として評価できます。しかし、まだ、ソーラーパネルの設置面積は、62.38haと大規模です。四日市市の森林面積は市域の約14%に過ぎません。今回改変される面積は、四日市市の森林面積の2%強に当たります。私有地を活用して収益をあげるとは、所有者として当然のことではありますが、その土地は、同時に公益的機能(水下の涵養、生物多様性の保護、癒しの空間など)を有しており、市民にとって貴重なものでもあります。今後さらにパネル面積の縮小を検討して下さい。それが、大きな社会貢献でもあると考えます。</p>	<p>前述のとおり、本事業地の面積は約95haですが、その内の森林面積は44.82ha(地目換算で59.6%)であり、その中で改変される森林面積は15.68ha(地目換算)のみとし、それ以外は残置森林として残す計画です。四日市市の森林面積は2861ha(出典：2015年農林業センサス)であり、本事業で改変(減少)される森林面積の割合は0.55%(地目換算)となります。</p> <p>本事業の計画においては森林の改変(減少)を最小化するように努力して事業を進めて参ります。</p>
16	16-3	<p>3、想定外の水害が起こることを考え、地元との協定や基金の創設を行ってください。</p> <p>四日市市の里山としては、最大級の開発です。最近の気象現象の厳しさは、過去のデータでは、想定できないような事態を全国各地で起こしています。豪雨によるパネル設置斜面の深層からの崩壊がおこれば、パネルの流出が発生します。足見川の増水による堤防の決壊(特に内部川への合流部など)など、過去のデータに基づく備え(調整池)だけでは防げないような災害が起こる可能性は十分考えられます。そういった事態に対応するための地元四日市市との協定やそれを裏付ける基金の創設を行い、住民の不安を軽減してください。</p>	<p>地元の方々とは何度も協議し、協定書も締結し、事業を進める所存です。また、行政とも協議し、災害を防止するよう十分な対策を講じます。</p>
	16-4	<p>4、パネル設置場所へのカーペット植物の植え込みについて</p> <p>説明会において、パネルの設置地域へは、クローバー、リピア、ダイカンドウなどの地表を覆う植物の植え付けを考えられていると聞きました。これらは、すべて外来植物です。植え付ける植物の選定にあたっては、周辺の植生に影響の出ないものを選定してください。</p>	<p>地表を覆う植物の選定にあたっては、有識者のご意見を参考に周辺の植生に影響の出ないものを選定するように致します。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
17	17-1	<p>1. サシバに関しましてメガソーラー事業の開発を行うと、準備書 P-754「当該ペアの生息は困難であると予想されます」とあるように貴重な営巣場所が失われてしまい里山の生態系の頂点に位置するサシバがいなくなります。すると生態系のバランスが崩れ取り返しの着かない状況になってしまいます。特に警戒心の高い猛禽類は人間の決めた代替の営巣場所を用意しても絶対に使用しません。これは各地のオオタカなどの猛禽類の保護活動で証明済みです。サシバが営巣場所決めた場所には人間には分かりえない理由があつてこの場所に決めているのです。同じ様な場所があるのであれば、そこへ移るだろうと考えるのは浅はかです。説明会で環境のためにメガソーラーは必要だと言っておられましたが、自然環境を破壊してまで設置する必要があるのでしょうか。サシバは春に飛来し日本で子育てして秋には東南アジアへ帰って行きます。もし、開発されてしまい帰って来た時に営巣場所が破壊されていたらどう思うのでしょうか？</p> <p>2011年に東日本大震災が起こり、福島第一原発の事故によって故郷を追われた福島方たちは帰宅困難地区に指定されても、将来指定が解除されれば帰りたいと願っています。人間がそう思うのですから鳥や野生動物も同じだと思います。福島の方たちの悲しい思いをサシバなどの野生動物にも味あわせる方たちが環境のためとか考えているのでしょうか？このたびオオタカが環境省の希少種の保護対象から外れました。しかし、希少種の対象から外れただけで保護対象から外れた分けではありません。そのオオタカよりもレベルの高い絶滅危惧種であるサシバの営巣地を破壊しても良いと言われる理由が理解できません。事業が成り立たないと言う理由なら、それはエゴです。環境破壊そのものです。環境を守りながら事業を両立させるのが本来の環境のためなのではないですか？絶滅危惧種の営巣地を破壊しても良いと言われるのであればだれもが納得いく説明を聞かせていただきたいです。</p>	<p>前述のとおり、事業実施区域内で営巣するサシバ（波木ペア）への影響については避けられないと判断しておりますが、事業を実施する上において、周辺には他のサシバペアが存在していることから、これらの個体への餌場環境の創出にもなる可能性がありますと考え、東側区域の北側残置森林の拡大を保全措置として検討致しました。実際にサシバが採餌をするのは主に耕作地となりますが、餌生物の生息環境の創出としての意味はあるものと考えております。</p> <p>本太陽光発電事業においては、その設置により自然環境を破壊するものではなく、影響の低減に努め、最大限の対策と努力を講じております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
	17-2	<p>2. 岩手県での気温上昇のサンプルを説明されていましたが、気温が3℃も上昇すると説明されていましたが、1℃でも大変な気温上昇なのに平然と説明されていた神経を疑います。しかも、説明会を開かれた地区以外にもどれほど影響があるかの説明がまったくありませんでした。私が住む隣の笹川団地では一度も説明会も開かれていません。四郷地区センターではあったようですが、あそこは室山です。笹川地区のある自治会長に聞いてもその様な話は一切ないと言われました。それは如何なものですか？笹川団地は三重県で一番人口が多い団地で1万人以上が住んでいてメガソーラー予定地のすぐそばです。まったく影響が無いとはとても言えません。むしろ真夏の気温上昇が一番影響するのではないのでしょうか。その住民に周知せずに説明ひとつないとは明らかに不誠実ととられても仕方がないと思います。笹川の連合自治会へ連絡すれば笹川全世帯にお知らせするのは容易です。それをしないのは何故なのでしょう？何か不都合があるのでしょうか？いったいどのようにお考えなのか聞かせていただきたいです。</p>	<p>岩手県における類似施設での気温測定では、発電所内部（中心部で計測）において3℃の気温の上昇が確認されましたが、樹林帯を超えた先での温度の上昇は確認できませんでした。</p> <p>説明会につきましては、三重県環境影響評価条例に従い、地元説明会を開催するとともに、資料の縦覧場所、期間等について新聞5紙（朝日、読売、毎日、中日、伊勢）にお知らせを掲載したほか、縦覧場所5箇所（市役所、市政情報センター、各地区市民センター（小山田、四郷、内部））においても地元説明会開催日時の公告を行い、市民全体の参加を呼び掛けております。</p> <p>また、三重県環境影響評価条例に基づく地元説明会のほか、地元の住民の方々を対象とした説明会を山田町、小林町、波木町の各地区で複数回開催させて頂き、意見交換を行ってきております。その中で、更に有益な意見交換の場があればとのご意見が出ておりますので、事業者として今後も対応して参りたいと考えております。</p>
17	17-3	<p>3. 近年、温暖化が進行していると言われゲリラ豪雨が問題になっています。足見川へ雨水が一気に流れ込まないように施設を作ると説明されていましたが本当に機能するのでしょうか？先日も台風が来た際、大雨が降り下流の内部地区、塩浜地区、楠地区に避難指示が出ました。現状でも避難指示が出る頻度が多くなっているのに、本当にこれだけの施設で持ちこたえることが出来るのでしょうか？三重県の基準を満たしていると言われていますが、その基準で頻発する豪雨には持ちこたえるのは無理と思われるかもしれません。それなのに上記に上げた内部地区、塩浜地区、楠地区、河原田地区へ説明会が開かれないのはどうしてでしょうか？昭和49年の豪雨災害で笹川団地が造成された影響から天白川が氾濫し下流地区は甚大な被害を受けました。そのため四日市市は大規模な資金を投入し雨水対策を行い、天白川を拡張して水害を防いでいます。そのため、この下流地区の住民は大雨が降ると、以前の様な被害がでないかと、いつも氾濫の心配をされています。しかし、その地区に住んでいる方たちに聞いてもこのメガソーラー建設の話は聞いたことがないと言っています。これはどうしてで</p>	<p>本事業計画においては、三重県、四日市市とも十分に協議し、治水対策を進めております。足見川の許容放流量を超えないように、足見川のネック点調査を行い調整池からの排水量を調整する計画としております。</p> <p>また、調整池は「三重県宅地開発事業に関する技術マニュアル」に則った計画とし、さらに近年の豪雨への配慮として調整池容量に2割程度余裕を持たした計画としております。現状より川下のネック点に負荷がかからない設計を行っております。</p> <p>地元説明会については、前述のとおり環境影響評価の地元説明会を開催するとともに、資料の縦覧場所、期間等について新聞5紙（朝日、読売、毎日、中日、伊勢）にお知らせを掲載したほか、縦覧場所5箇所として市役所、市政情報センター、各地区市民センター（小山田、四郷、内部）においても地元説明会開催日時の公告を行い、市民全体の参加を呼び掛けております。</p> <p>地元説明会においては概要書を配布し、その最後に意見書の提出方法も記載し説明しております。地元説明会においては概要書を配布し、その最後に意見書の提出方法も記載し説明しております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
17	17-3	<p>(続き)</p> <p>しょうか？あらゆる事態を想定して、それに該当する方たちに説明する義務があると思いますが違いますか？私にはその義務を果たしているようには到底思えません。</p> <p>過去、四日市では日本4大公害訴訟で、国やコンビナートに対して訴訟をおこしました。当時は国相手に勝訴するのは無理だと言われていました。しかし、粘り強く交渉し、今の環境を取り戻したのです。その不可能と言われた訴訟を戦って勝訴した住民が、塩浜地区、楠地区だと言う事をご存じないのですか？その方たちへ説明責任を果たしていない状態で、もし再度水害が起こり、被害ができればどのような事態になるか想像できませんか？公害で苦しみ困難な状況を乗り越えてきた四日市市民に対して敬意をもっていますか？その方たちに胸をはって環境のためと説明できますか？今後、下流地区の住民や近隣地区へ誠意をもって説明会を開く意思がありますか？もし開くのであれば新聞の地方欄だけで説明会を告知するのはやめていただきたい。各地区には自治会が組織されており、防災の観点から各世帯へ連絡網が完璧に構築されています。そこへ連絡を怠るのは住民への告知をしないのと同じです。くれぐれも住民すべてに情報が行き渡る様にしてください。これはもしメガソーラー事業によって災害がおこったと想定して、その影響があると予想される四日市の南部のすべての地区、隣接する鈴鹿市の北部への周知を徹底して不安を取り除いて納得してもらわないと説明責任を果たしたとは言えません。その上ですべての地区・住民に説明会を開催する意思があるかお聞きしたいです。</p>	<p>(続き)</p> <p>また、三重県環境影響評価条例に基づく地元説明会のほか、地元の住民の方々を対象とした説明会を山田町、小林町、波木町の各地区で複数回開催させて頂き、意見交換を行ってきております。その中で、更に有益な意見交換の場があればとのご意見が出ておりますので、事業者として今後も対応して参りたいと考えております。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
17	17-4	<p>4. 説明会ではメガソーラーを建設しても遠くへは送電できないため、地産地消が基本だと説明されていました。しかし、四日市市は川越町に中部電力川越火力発電所があります。コンビナートには企業向けの火力発電所が設けられています。三重県の北勢地区は十分な発電所があり、電力が余っているとは申しませんが十分な余力があると考えるのが妥当です。今回のメガソーラー発電所の1年分の発電量は川越火力発電所の何日分に相当するのでしょうか？電力会社には再生エネルギーの買取を義務づけられていますが、年々、買い取りの量の上昇で電力価格の高騰が懸念され、近々制度の破綻が指摘されています。20年の買取契約が成立していると言われていましたが、制度が破綻すれば買取が無くなり事業が成り立たなくなる公算が高いと思われる。電力が十分に供給されている四日市に地産地消と言われても説得力に欠けます。それにメガソーラーは夜間や天候不順で発電量も不安定です。蓄電技術もまだ発展途上です。その最新技術を導入する目処はあるのですか？その資金はあるのですか？目処が付かない技術を言われても説得力がありません。本来、地産地消といわれるのであれば東京などの大都会の大規模な建物の屋上などに設置するのが妥当ではないのですか？客観的に見てこの足見川に設置するメリットが無いように思えます。誰がどのように見ても買取易い安価で広大な敷地があったから設置しようとしているとしか思えません。この豊かな里山を破壊してまで地産地消に適した土地だと言われるのであれば、その根拠と理由を詳細に皆が納得のいくご説明をしていただけますでしょうか</p>	<p>本事業に於きましては、既に中部電力と契約を取り交わし、中部電力の77kVの送電線に送電することで了解を得ており、遠方への送電も可能になっております。四日市市に需要がなくとも遠方の需要地に送電することで太陽光発電所の運用は維持されます。</p> <p>中部電力 川越発電所の年間発電量についてのご質問です。</p> <p>中部電力に問い合わせましたところ9月13日に中部電力のご担当者から以下のメールを頂きましたのでご報告します。</p> <p>「平素は弊社の事業活動に、ご協力、ご理解を賜り感謝申し上げます。</p> <p>お問い合わせいただきました、貴社の川越発電所の年間発電量(平成28年度または27年度)をご教示頂きたい、お願い申し上げます。について、回答いたします。</p> <p>個別発電所の発電電力量は、競争上の不利益をもたらす可能性があることから、公表しておりません。</p> <p>大変恐縮ですが、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>今後とも弊社の事業活動に、ご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。」という次第で、事業者側として把握するに至りませんでした。</p> <p>中部電力のホームページによりますと、川越発電所の発電電力は480.2万kWでありました。</p>

意見者 番号	意見 番号	住民意見	事業者の見解
18	18-1	<p>私は、この足見川メガソーラー事業には反対です。</p> <p>太陽光発電の推進・自然エネルギーの活用は、将来のエネルギー政策において大変重要です。しかしながら、今ある豊かな自然環境を壊してまでそれを進めるのは本末転倒も甚しいと考えます。</p> <p>近年、“再生可能エネルギー”や“サステナブル社会”といった考えが広まりつつありますが、一度壊れてしまった自然は元には戻りません。本当のサステナビリティとは、人々が馴れ親しんだ自然を破壊したり地元住民の大きな反発を無視したりしてまで実現させるべきことなのではないでしょうか。</p> <p>また、当該地域は市街化調整区域であり、その企図するところと矛盾しています。この事業は廃止してください。</p>	<p>前述のとおり、本事業では、森林を可能な限り残す等、自然環境への影響の低減に努め、その中に太陽光発電設備を設置する計画としています。また、残置森林や緑地は、適正に管理をすることと致します。</p> <p>そのために、三重県環境影響評価条例に基づき、環境影響評価を行い適正な措置を講じます。</p> <p>また、林地開発許可等の行政の各種許認可、地元の方々のご理解を得るとともに、新たに導入された「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を踏まえ、事業を進めて参ります。</p>